**令和７年度地域共生社会づくり特別助成交付要項**

１　助成の目的

　　本助成事業は、地域福祉の推進を目的とした市町村社会福祉協議会が取り組む、コロナ禍等を含む社会情勢の変化により顕在化し引き続き支援が必要とされる事業をはじめ、地域福祉課題の解決に向けた緊急性や先駆性の高い事業に対して助成することにより、新たな助成ニーズの発見と共同募金の助成目的である「つながりをたやさない社会づくり」の実現につなげることを期するものです。

２　助成対象団体

　　市町村社会福祉協議会

３　助成対象事業

　　地域共生社会の実現に向け、地域の福祉課題を的確に捉え、その課題解決に向けて取り組む次のような事業とします。

|  |
| --- |
| 〇　地域やコミュニティの活性化を図る事業  〇　社会情勢の変化等により新たに地域で顕在化した課題の解決を目指す事業  〇　社会的孤立の防止や既存の制度では対応しにくい生活課題の解決を目指して取り組む事業  〇　その他茨城県共同募金会長が必要と認める事業 |

４　助成事業の対象期間

　　令和７年４月１日～令和８年３月３１日

　　令和７年４月１日以降の活動であれば、助成決定前の活動も対象とします。

５　助成額

事業に必要と認められる経費について、予算の範囲内で次のとおり助成します。

**助成総額は４，６８７，０００円を予定しています。**

|  |  |
| --- | --- |
| 助成率 | ９０％ |
| 助成限度額 | ５００，０００　円 |

６　助成対象経費

　　地域共生社会づくりに寄与する事業に必要な経費を対象とします。ただし以下の項目

は助成対象外とします。

　　〇行政等の公的財源が見込まれるもの（費用が区分けできるものを除く）

　　〇汎用性の高いＯＡ機器や備品等の整備

７　助成金の交付申請

　　助成金の交付を受けようとする場合は、助成申請書（様式１号）に指定の書類を添付し、茨城県共同募金会に１部提出してください。

　　この助成は随時課題解決に取り組めるよう申請期間を長期に設定しました。ただし、

予定する助成総額に達した時点で終了とさせていただきます。

**申請受付期間　　令和７年１２月５日（金）まで　当日消印有効**

８　助成決定

　　令和７年６月の配分委員会以降順次決定し本会ホームページで公表します。

９　助成金の送付

　　助成金は、原則として助成事業が終了しその額が確定した後に支払います。

　　ただし、助成事業の円滑な遂行上必要と認めるときは助成事業者からの請求に基づき助成金を全額概算払いします。

１０　実績報告

　　助成事業者は、事業完了後１カ月以内若しくは令和８年３月３１日までに完了報告・交付請求書（様式第３号）に必要書類を添付し会長に提出しなければなりません。

１１　その他

　　その他、本要項に定めのない事項については、「社会福祉法人茨城県共同募金会地域域福祉特別助成方針」によるものとします。

|  |
| --- |
| 申請書提出先・問い合わせ先  　　　社会福祉法人　茨城県共同募金会　〒310-0851　水戸市千波町1918  　　　℡　０２９－２４１－１０３７　　ＦＡＸ　０２９－２４４－１９９３  　　　e-mail　[akutsu@akaihane-ibaraki.jp](mailto:akutsu@akaihane-ibaraki.jp) |